

インド

目次

概要	1
代理人制度	2
特許制度	3
意匠制度	7
商標制度	9

概要

2008年12月

加入条約 パリ条約 PCT TRIPs

公用語 英語、ヒンディ語

所管官庁 知的財産庁(Intellectual Property Office)

Office of the Controller-General of Patents, Designs and Trademarks

住所 Bhoudhik Sampada Bhavan, Near Antop Hill Head Post Office, S.M.
Road, Antop Hill, Mumbai-400037,

電話 91-22-24132735

特許、意匠については、Mumbai, New Delhi, Kolkata, Chennai の4箇所に、
商標についてはさらに、Ahmedabad を含む5箇所にオフィスがある。

ウェブサイト: <http://www.patentoffice.nic.in/>

特許、商標については、各オフィスは土地管轄を有しており、この管轄によって出願すべきオフィスが定まる。外国出願人については、代理人の送達宛先(address for service)によって管轄が定まる。送達宛先は、特許庁が法に基づくあらゆる手続のために特許権者や関係者に通信するためのインド内の宛先(address)である。代理人は、自身の住所以外にも、送達宛先を定めることができる。

特許出願については、Mumbai, New Delhi, Kolkata, Chennai の4庁が、それぞれ独立して審査を行う。ただし審判部は Chennai にしかない。審判請求は、管轄とは無関係に Chennai にする必要がある。

商標登録出願については、Mumbai, New Delhi, Kolkata, Chennai の4庁に Ahmedabad を加えた5庁が、それぞれ独立して審査を行う。

意匠登録出願については、Mumbai, New Delhi, Kolkata, Chennai の4庁に出願することができるが、すべての出願は Kolkata で一元的に審査される。他の庁に提出された出願は、Kolkata に移送される。

- (1) 代理人に必要な資格
特許エージェント、商標エージェント、弁護士資格
- (2) 資格取得の要件
 - (a) 特許庁に登録するだけで資格が得られる訳ではなく、試験に合格する必要がある。
試験科目は次の通り。
 - 特許法－特許エージェント
 - 商標法－商標エージェント
 - 口述試験－双方のエージェント
 - (b) 資格を得るには、IPの分野での業務経験を要する。
 - (c) 特許庁の審査官であっても、試験に合格することなしには資格を得ることはできない。
- (3) 資格を得るために、何らかの研修を要する訳ではない。
- (4) 外国からの事件について依頼人を代理するために、特別な資格は要しない。
- (5) 代理人事務所の業務例：
 - 特許、意匠登録、商標登録、著作権、地理的表示の出願及び権利化；
 - 侵害訴訟の代理；
 - ライセンス契約の相談；
 - ドメイン名の争訟(dispute)
- (6) 利益相反に関する規定はあるが、法律に定められている訳ではない。
- (7) 国内の代理人協会は存在しない。

1. 一般

適用法令 2005 年特許法

所管官庁 特許庁

保護の種類 特許法に規定の特許、追加特許以外にも、植物品種及び農業従事者保護法(2001 年)、半導体集積回路配置設計法(2000 年)、及び営業秘密(trade secret)による保護手段がある

2. 保護対象

(1)発明の定義 進歩性を含み、産業上利用可能な新しい製品又はプロセス

(2)不特許事由

- ・物質に関する発明は特許を受けることができる。
- ・人体を処置する方法、コンピュータ・プログラムそれ自体、ビジネス方法は、特許を受けることができない。
- ・プログラム利用発明については、ソフトウェアと結合したハードウェアが、システム又は装置を作り上げるのであれば、特許可能と言われる。

他にも以下のような特定の範疇のものは特許を受けることができない。

- ・つまらない(frivolous)発明、又は十分に確立された自然法則に明らかに反するものをクレームした発明；
- ・主な用途又は意図された用途が、法律又は道徳に反するか、或いは公衆の衛生に有害である発明；
- ・科学的原理の単なる発見、又は抽象的理論の定式化；
- ・既知の物質の新規な用途の新規な性質の発見、又は既知の方法、機械もしくは装置の単なる用途の発見であって、かかる既知の方法が新規な物をもたらすことがなく、少なくとも 1 つの反応物質を用いることもない場合；
- ・単なる混合によって得られる物質であって、その成分の性質の単なる寄せ集めしかもたらないもの、又は当該物質を製造する方法；
- ・既知の装置を単に配置、再配置又は重複したものであって、各々が既知の方法で別のものとは独立して機能するもの；
- ・製造方法に適用可能な試験方法であって、機械、装置、その他の機器をより効率よくするためのもの、又は既存の機械、装置、その他の機器を改良するためのもの、或いは、製造物を改良ないし制御するもの；
- ・農業又は園芸の方法；
- ・人間に対する医学的、外科的、治療的、予防的、その他の処置、又は、動物もしくは植物に対する類似の処置の方法であって、病気をなくしたり、その経済的価値を高めたり、あるいはその産物の経済的価値を高めたりするもの；

・原子力法(1962 年) § 20(1)に該当する原子力に関する発明;

3. 登録要件

- (1)産業上の利用可能性は不要
- (2)新規性 公知、公用、文献公知のすべてにおいて世界主義を採用
- (3)進歩性 判断基準あり
- (4)発明の単一性

一つの発明あるいは一つの発明概念を形成するよう関連した発明群

4. 出願手続

(1)出願人となり得る者 発明者、譲受人、故人の法定代理人であって出願権限有する者

(2)必要書類

- ① 願書 出願人、発明者の住所(又は居所)、氏名、国籍
- ② 様式1(Form 1) (出願日から6月以内の提出可)
- ③ 明細書 (クレームを含む;多数項従属クレーム可)
- ④ 必要な図面 (図面に代えて、写真を提出することも可能)
- ⑤ 要約書
- ⑥ 委任状 (出願日から6月以内の提出可)
- ⑦ 優先権証明書

公証を要する書面はない。

(3)FAXによる出願不可

(4)電子出願可

(5)出願言語は、英語又はヒンディー語 公用語は英語

(6)PCT出願の国内移行期限

- ① 最先の優先日から31月(国内移行時に翻訳文の提出必要)
- ② 補正は原文範囲内で可能

(7) 生物材料を含む特許に関し、出願人は、生物材料の出所(source)及び由来(origin)を提出しなければならない。出願後においても、何時でも提出することができる。

5. 審査手続

(1)方式審査

(2)実体審査

- ① 特許要件を満たしていない場合、審査報告を通知

審査官は、審査報告への応答に満足しなければ、更なる報告を発行することができる。

審査報告の発行の日から1年以内に、応答及び補正可能。この応答期間の延長は不可。

遠隔又は交通不便の地の出願人のための応答期間の延長制度もなし。

- ② 面接審査、電話面接の利用可。面接に関して公式の要件はないが、予めアポイントメントを取る必要がある。
- ③ 特許付与前、付与後の双方について異議申立制度がある。

付与前異議申立期間 — 出願が特許付与される前であれば何時でも可

付与後異議申立期間 — 出願が特許付与された後、かつ、公報に特許の付与が掲載された日から1年の期間の満了前であれば、何時でも可。

異議申立の理由は、双方で同一である。

- ④ 拒絶処分に対し、発行日から90日以内に審判を請求することができる。審判は知的財産審判部(Intellectual Property Appellate Board)に請求する。

6. 登録

(1) 存続期間は出願から20年

(2) 審査請求から登録まで、通常2～3年

(3) 特許が許可された後に特許権の登録のための登録料を納付する。納付すべき期間は、延長可能

(4) 各年の年金支払いの期間延長可能

(5) 特許権者は、特許料年金を納付するときに、自身の特許発明を実施していることの証明書を提出しなければならない。証明書を提出しないか、情報を提出しない場合には、罰金が課される。

(6) 特許期間の延長制度なし

7. その他

① 早期審査制度あり

料金を納付して請求をする必要がある。

② 外国語出願制度なし

③ 審査請求制度あり

審査請求期間は、優先日から48箇月。

④ 出願公開制度あり

優先日から1年6月で出願公開

⑤ 出願変更制度なし

⑥ 分割出願制度あり

特許が許可されるまで分割出願可能

⑦ 新規性喪失の例外の適用可能

所定の場合、新規性喪失日から12月以内に出願可能

⑧ 国内優先権制度はない。但し、仮出願制度がある。

仮出願には発明の要点(gist)を開示することができる。その後、仮出願の日から1年以内に完全な明細書を出願しなければならない。

⑨ 異議申立とは別に、特許無効手続(Revocation procedure)がある。

異議申立のほとんどの理由は、無効理由に含まれている。

⑨ 名義変更には、変更を証明する書面を要する。

⑩ 包括委任状制度あり

- ⑪ 期限徒過の場合の救済制度あり
- ⑫ 特許データベースにインターネットを通じてアクセス可能。
<http://ipindia.nic.in/ipr/patent/patents.htm> に詳細な情報有り。

1. 一般

適用法令 2000年意匠法 (16/2000)2001年5月11日施行

2001年意匠規則 2001年5月11日施行 (2008年意匠(改正)規則で改正)

所管官庁 インド政府－商業産業省－産業財産及び奨励部局下の意匠庁(Design Office)

2. 対象

(1)定義 意匠法2条d

二次元又は三次元を問わず、物品に応用された形状、配置、模様、装飾、または線や色彩の組み合わせ。線や色彩も物品に応用されるものであれば保護される。

(2)登録要件 4条

- ・新規性 出願前(優先日前)の公知公用、文献記載において世界主義を採用。
- ・公知意匠又は公知意匠の組み合わせから明確に区別可能であること。
- ・公益的拒絶理由に該当しないこと。

(3)部分意匠制度はない。部品は単独で製造、販売できる物の意匠のみ登録の対象となる。

「コップの取手」は、登録されないが、取手に新規性があるためにコップが新規である場合には、コップ全体で一物品ではあるが、意匠権は取手に付与され、コップの他の特徴は権利放棄される、との代理人のコメントも有り(つまり、解釈により部分意匠の意匠権と同様の効力を有する場合がある)。

3. 出願手続

(1)出願人になり得る者 創作者、譲受人、創作者の法定代理人、

(2)出願書類、必要情報 (2004年12月の調査による)

①願書 ・出願人の氏名、名称、住所、国籍

・優先権主張

・保護を求める意匠部分(形状、装飾、線と色彩の組み合わせ等)についての供述

②新規であることの供述書

③物品の原材料の説明書

④図面又は写真(6面図と斜視図)4セット 見本、ひな形でも提出可能。

色彩をクレームするのであれば鮮明な写真。

意匠の要部でない文字、数字は図面から削除しなければならない。

⑤委任状(公証不要。出願後の提出も可能。)

(3)意匠の単一性

- ・意匠の単一性要する。

- ・セットの物品(カップと受け皿等)は一出願で手続可能。
- ・動的意匠のバリエーション登録は認めない。

(4) 新規性喪失の例外規定有り。

意匠登録出願の日より前に、意匠又は意匠が適用される物品が、インド中央政府により公報に通知した産業又は国際博覧会に展示され、もしくは意匠を記載したものが博覧会の開催中又は開催後に刊行され、又は、かかる展示ないし刊行が権利者の同意無く第三者によって何れかの場所でなされた場合には、かかる展示ないし刊行は、意匠登録の妨げとならない。(2000 年意匠法 21 条より)

手続として、意匠又は物品を展示する者、又は意匠を記載したものを刊行する者は、意匠庁長官(Controller of Design)に予め通知する必要がある。

時期として、意匠又は物品を最初に展示した日、又は意匠を記載したものを最初に刊行した日から6月以内に、意匠登録出願をする必要がある。

3. 審査

(1) 方式審査と実体審査を行う。(2004年12月の調査による)

実体審査では、新規性、公益的拒絶理由、公知意匠の組み合わせとの相違等について審査を行う。審査請求は不要。

(2) 補正 (2004年12月の調査による)

出願人の氏名、名称変更、住所の変更のみ認められる。

(3) 拒絶対応

オフィス・アクションへの応答期間は、意匠庁長官から命令(order)が発せられた日から3月以内である。

拒絶査定に対しては3ヶ月以内に高等裁判所へ不服申し立てができる。

不服申立てできる審判部はない。

4. 登録

(1) 出願から登録までは通常6～8ヶ月

(2) 登録期間は出願から10 年だがその後5年の更新可能(最長15年)

(3) 登録後は公報が発行される。

(4) 秘密意匠制度はない。

5. 権利範囲

(1) 意匠権者は登録意匠及び類似意匠について排他的権利を有する。

(2) 実施権の設定は登録を要しない。

6. その他

登録意匠のデータベースでインターネットを通じて外部からアクセスできるものはない。

商標

1. 一般

適用法令 1999年商標法 2002年商標法施行規則

所管官庁 通商産業省、産業財産促進部門、商標登録部

(1) 使用

保護を受けるために、商標の使用は求められない。出願時に、使用に関する説明が求められる。出願時には、「使用の意思 (intent to use)」があれば充分である。

(2) 商品分類

- ・国際分類を採用する。国内商品／役務分類表を持たない。
- ・商品／役務の類似範囲を決定する明確な基準は無い
- ・多区分出願可能。
- ・分類の表示は、商品／役務の指定として認められる。
- ・小売業は、役務の指定として認められる。35類。

(3) 商標

- ・立体商標は登録可能
- ・音声やにおいは商標として登録可能

音声は、従来の形式で書かれた楽曲の形で特定する。今まで、においが登録された例は無いが、組成のスペクトル分析、化学式、においのサンプルの寄託、特定の言葉による説明、あるいはこれらの組合せにより、におい商標の範囲を特定する。

(4) データベース

- ・アクセス可能な出願や登録のデータベースがある。
- ・データベースは一般に公開されている。言語は英語である。

2. 出願手続

(1) 出願の要件

- ・商標登録出願のために必要情報及び必要書類が要求される。

＜必要情報＞

商標見本

出願人の氏名、名称、住所

商品の説明、商品分類

当該商品分類における商標の使用の陳述

インド内の宛先

＜必要書類＞

出願人により署名されたAGPA

商標見本がラベルされる場合には、その表記

- ・公証や認証が必要とされる書類はない。
- ・標準的な文字を言葉の商標の見本として登録可能。
- ・商標登録出願の電子出願が可能。
- ・外国語出願が認められる。
- ・優先権書類は、優先権を主張する商標登録出願と共に提出されることが求められる。しかし、慣習的に便宜上審査の時までに提出することが認められる。

(2) 特殊な商標

- ・集合商標(collective mark)は、登録可能。
- ・証明商標(certification mark)は、登録可能。

3. 審査

(1) 審査内容

- ・方式審査と実体審査が行われ、相対的拒絶理由と絶対的拒絶理由について審査が行われる。

(2) 補正

- ・補正は、商標登録出願後いつでも、商標の登録後でも行うことができる。出願人または商標権者は、商標規則2002に基づいて、補正書を提出することにより、商品／役務の補正をすることができる。
- ・商標の補正は、元の商標を実質的に変更しない範囲で行うことができる。

(3) 拒絶対応

- ・拒絶理由通知への対応は、1か月以内に行う。
- ・審査官の拒絶に対応するために、コンセント宣言書の提出が有効である。
- ・コンセント宣言書には、当事者のサインは必要ではない。同意は、先の商標権者または多くの権利者により、「拒絶しない」旨の書簡により行われる。書簡は、先の商標権者または権利者が、当該商標の登録について何ら問題が無い旨を明確に述べたものである。
- ・審査官の拒絶を回避するためには、ディスクレームの提出が有効。
- ・公告は、許可の後直ぐに、順番に行われる。
- ・異議申立は、公報の発行から3か月以内(1か月の延長可)に第三者が行うことができる。
- ・審査官の拒絶査定に対して不服がある場合には、1か月または3か月以内に、再審査または審判の請求を行うことができる。再審査の請求は、商標登録部へ行い、審判の請求は、知識産権審判部へ行う。

4. 登録

- ・存続期間は、出願日から10年であり、10年ごとに更新可能。
- ・更新時には、商標権者がサインした委任状が必要。

- ・更新の申請書は審査されない。

5. 権利範囲

- ・同一又は類似の商品／役務について、同一又は類似の商標に及ぶ。

6. その他

- ・商標権者は、当該商標を使用することが前提とされる。
- ・不使用取消審判制度がある。登録証の発行から5年3か月の継続的不使用。
- ・不使用取消審判が請求されると、商標権者は、登録商標が様々な地域において、広く継続的に使用されたことを証明する。また、名称やマークが付された商品／役務が商品流通のときに使用されていることを証明する証拠を提出する。例えば、

販売の仕切り状

荷物の請求書

製品の販売の証明付き陳述書

商標を表示した新聞切り抜きのコピー

広告の切り抜き

1年間の販売促進費用の証明付き陳述書

販売の陳述及び仕切り書が付された販売者の宣誓書

- ・商標の使用に関するライセンスは、登録しなくても良い。
- ・商標の審査について、マドリッドプロトコルによる国際出願の場合と、国内出願の場合で相違は無い。

・インドの商標法は国際的調和化がされており、TRIPS協定を遵守している。周知・著名商標は、同じ商標がインドで登録されているか否かに拘わらず、保護される。さらに、パリ条約同盟国に先に出願された出願に基づいて、優先権を主張することができる。

・インド商標法は、2007年にマドリッドプロトコルによる登録商標の保護に関する改正法案が出されており、今後、改正される予定がある。

・最高裁は、Cadila Health Care Ltd. V. Cadila Pharma Ltd.事件において「医薬品分野の類似商標により生じる混同を防止するため、厳格な方策が採られることが求められる。もし、医薬品の分野において混同が生じる可能性がある場合には、類似の商標の使用が禁止される」と判示した。

模倣品対策

1. 国内侵入時の対策(税関における侵害品の制限)

(1) 知的財産権施行規則(2007)及び関税法(1962)が輸出入の制限に適用される。

(2) 知的財産権施行規則(2007)の下では、商標、著作権、特許、意匠、地理表示などの権利を侵害する商品の輸出入が税関により禁止される。

(3) 知的財産権施行規則(2007)の下では、商標、著作権、特許、意匠、地理表示などの知的財産権の権利者は、所定の様式の申請書と所定の料金を税関所長に提出して、知的財産権を侵害する商品の排除を求めることが要求される。

申請の日から30日以内に、税関所長は、知的財産権の権利者に、申請が登録されたか、拒否されたか、を知らせる。もし、申請書が登録された場合には、税関は、輸入業者、受取人、所有者に責任を取らせたり、廃棄や拘留を科したりするための契約の後、少なくとも1年間は、知的財産権の権利者にサービスを提供することが求められる。

調査の後、もし商品が権利者の知的財産権を侵害すると認められた場合には、輸入は関税法(1962)により禁止される。税関副所長は、知的財産権を侵害する商品を排除することが出来る。禁止条項に違反する輸入品は、関税法の下で押収され、税関副所長は押収された商品を差し押さえる権限を有する。

(4) 関税法(1962)により、輸入業者は所定の様式の通関申告書の提出が求められる。輸入品は、家庭消費材でも、倉庫保管物でも良い。通関申告書と共に、次の書類が通常求められる。

- ・署名された送り状
- ・荷物のリスト
- ・荷物の請求書又は配達注文書／航空会社の請求書
- ・適式に提出されたGATT宣誓書
- ・輸入業者のCHA宣誓書
- ・必要なライセンス
- ・クレジットの書簡／銀行の小切手
- ・保険証書
- ・輸入ライセンス
- ・必要なときは、産業ライセンス
- ・化学の場合には試験報告書
- ・特別の免除
- ・DEECブック／DEPBブック
- ・機械や化学の場合にはカタログ、技術記事、文献
- ・機械部品の価値評価表

- ・関税の優先率を請求する場合、原産地の証明
- ・委任状は必要でない

EDI(Electric Data Interchange)の下では、輸入業者は、検査のための書類を提出することが求められない。しかし、輸入業者は、全ての関連情報を含む電子形式の申告書の提出が求められる。署名された申請書の提出を求めるときには、申請書を否認してはならない。原本は、この段階では求められない。輸入業者は、税関を通過した後、最終的に書類に署名を行う。

(5)間接税務局の税関副所長に対して手続を行う。

2. 模倣の刑事上の責任の調査

(1)どのような刑罰が適用されるか

- ・罰金
- ・違反者の禁固刑
- ・商品の差し押さえ
- ・商品の押収

(2)犯罪者の処罰の要件

関税法(知的財産の侵害)、商標法、特許法、著作権法、意匠法又は地理表示法の下で罪を犯した者は、処罰される。また、ビデオやオーディオの著作権侵害の犯罪者を起訴することができる Goonda 法(Tamil Nadu, Maharashtra, Karnataka, etc.のようなインド特有の宗教における社会的な犯罪の脅威を抑制するために制定された法律)のような法律がある。

(3)刑事訴訟の概要

知的財産関連の法律における犯罪者は、実際、一般的には裁判権が無い。刑法の下では、裁判権が無い犯罪者に対しては、治安判事に対して告訴が行われる。治安判事は、そのような告訴を受けて、事実の認知を行う。治安判事は、事実の調査を行うか又は警察当局を利用して調査を行う。もし、調査の結果、妥当な理由がある場合には、刑事訴訟が開始される。治安判事は、犯罪の内容によっては被告人を出廷させるために、召集令状を発行しても良い。召集令状に従って、被告人に告訴状のコピーが渡される。被告人は、事案の内容によっては、保釈される。犯罪を犯したことを認める被告人に対しては、調書が作成される。もし、被告人が罪を犯したことを認める場合には、処罰される。しかし、もし被告人が有罪に対して抗弁する場合には、刑事法廷の裁判は、証拠を引き出す手続を開始する。この手続は、被告人の尋問や、弁護人による尋問、必要であれば弁護人による再尋問により行われる。その後、判決が行われる。

しかし、著作権法、GI法により、警察は著作権を侵害した者を、令状なしに逮捕することができる。治安判事は、上記の様に侵害者を起訴する。

関税法により、関税の脱税のような重い罪をおかした者は、税関職員により逮捕される。逮捕者は、逮捕の理由について告げられ、速やかに近くの治安判事に引き渡される。治安判事

は、刑事訴訟法による犯罪の事実に関する訴状を受け取った時に、その事実を知る。

(4) (a) 告訴人の資格

実際の被害者でなくとも、誰でも訴状を提出することができる。しかし、商標や地理表示法による罪について、裁判所は、それぞれの法律の登記官により提出された非公開の訴状によってのみ知ることができる。

(b) 告訴の期間

特許法、商標法、地理表示法によると、告訴の期間は、犯罪が行われた日から3年、又は検察官により発見された日から2年である。しかし、著作権法では、特に期限の制限が無く、刑事訴訟法により規定された期限は、犯罪が行われた日から3年である。

(c) 調書及び委任状の様式

- ・被告人が調書を取られた罪の内容を含む
- ・犯された罪に適用される法律及び規則
- ・検事が言及する証拠が挙げられる
- ・告訴人が誰かに起訴の権限を与えても良い。その場合、告訴人は代理権を与えるためにPOAに署名し、証拠として提出しなければならない。

(5) 警察当局又は裁判管轄を有する治安判事へ告訴する。

3. 民事事件

(1) 民事事件の対象になる侵害

- ・商標権の侵害
- ・ソフトウェア、映画、音楽の侵害を含む著作権侵害
- ・意匠権の侵害
- ・特許権の侵害
- ・登録地理表示の侵害

(2) 侵害の救済

仮差し止めを含む差し止め、損害、請求書の解釈、利益の計算、知的財産を侵害する品物の押収

(3) 侵害訴訟の要件

原告は知的財産権の所有者であり、その権利が侵害されたこと

侵害訴訟は、地方裁判所以上の管轄区域内の裁判所へ、知的財産が侵害された権利の所有者により提起されること

権利者及び侵害者は、それぞれ、法廷で原告及び被告になること

(4) 原告の資格

原告は、知的財産の所有者であり、その権利が侵害されたこと

原告の法的代理人又はライセンシーは、権利者の同意の下で、共同か又は単独で、侵害の告訴状を提出することができる。

(5) 民事事件の手続

・侵害訴訟は、民法第4章により管轄を有する地方裁判所に告訴状を提出することにより開始される。特に、訴答手続や告訴状については、民法第6章や第7章の規則に従わなければならない。告訴状において、原告により言及された補助書類により実証されなければならない。

・法定の書誌的事項が裁判所により登録された後、被告は告訴状のコピーが与えられ、民法第5章により、召喚状の受領から30日以内に回答書を提出する。回答書は民法第8章に従って記載され、被告が言及する補助書類が添付される。

・召喚状で指定された日に、両当事者又は弁護人が裁判所に出頭し、審問を行い、その日又は裁判所が指定した日に問題点を明確にし、証拠が審査される。

・審問を行った後、直ぐに、又は30日以内に、裁判所は、判決を下す。判決は、裁判所による結論を含む。その後、請求項目、認められた救済、その他の決定について、裁判所の命令が行われる。

(6) 侵害の申し立てに必要な情報及び書類

・原告及び被告の氏名、名称、住所

・知的財産の所有者が登録されたことや、その知的財産を示す各機関の法的証明書（謄本）

・商標や地理表示において、侵害の主張が偽物に係る場合には、原告によるその商標や地理表示の使用や販売促進を示す書類が、証拠として要求される。

・著作権において、著作権が登録されていない場合には、その著作物が侵害品よりも先に公開されたことを示す書類

・侵害品のサンプル

・侵害品が販売の最中であることを示す書類、例えば、侵害品の購入の領収書、あるいは、侵害品の広告

(7) 民事事件の裁判管轄

・その裁判管轄地域内の地方裁判所より下級でない裁判所

・登録された所有者あるいは使用者を含む原告が、裁判の開始の時に、ビジネスや仕事を行っている地域

・被告が、裁判の開始の時に、ビジネスや仕事を行っている地域

・侵害行為の全体又は一部が行われた地域

(8) 裁判管轄を有する裁判所が裁判を行う。

4. 仮処分

(1) 仮処分の要件

知的財産の侵害訴訟においては、仮差止めが容認されるためには、原告は次の事項を証明することが求められる。

- ・差止め容認のため、一見して分かる事件であること。
- ・状況が原告に有利であること。
- ・もし差止めが容認されなかったならば、原告に回復できない損害が生じること。

(2) 仮処分の審理の概要

・民事手続法典の命令39が仮処分や中間命令に関連する。命令39, 規則2は、特に、違反の繰り返しや継続を制限する差止めについて規定し、その範囲で仮処分に関連する。この命令は、侵害訴訟において、原告が、裁判の開始後いつでも、そして、判決の前後に、裁判所に対して、被告が侵害行為を犯すことを制限する仮差止めを求めることを規定する。

・規則3では、裁判所は、手続の遅延により目的が果たせなくなる場合を除き、法適用の通知を相手方当事者に送付することが要求される。相手方当事者に法適用の通知を送付することなく仮差止めを容認する場合には、裁判所は、手続の遅延により目的が果たせなくなるという理由を記録し、申請者に対し、相手方当事者に出来るだけ早く、宣誓書のコピー、告訴状のコピーと共に、差止め申請書のコピーを送付するように求める。

・裁判所は、差止めの期間、会計の保全、機密保護などについて、差止め命令を認めることができる。

・差止めが相手方当事者に通知されることなく差止めが認められる場合には、裁判所は差止めを認めてから30日以内に、差止め申請の処理を行う。

(3) 仮処分の申請

管轄裁判所へ申請する。

5. 違反商品の差し押さえ

(1) 差し押さえの要件

・著作権法では、著作物の侵害コピー品及びその侵害コピーに用いられた設備は、侵害が行われたと思われる理由がある場合に限り、令状無しに警察により差し押さえられる。警察は、Goondas 法により違反者の範囲に入る侵害者から、侵害品、特にフィルムの違反コピーを差し押さえる権限を有する。

・商標法及び地理表示法により、警察は著作権法と同様の権限を有する。しかし、警察は、調査及び差し押さえ手続の前に、商標及び地理表示に対する違反に係る事実に関する登記官の意見を得ることが求められる。

・IPR(輸入品)施行規則、2007では、もし税関副所長が、問題の輸入品が知的財産権を侵害し、関税法の規定により押収されるべきであると考えた理由があるならば、関税法により差し押さえ命令が下される。

(2) 差し押さえ手続の概要

・知的財産法では、警察署員は令状なしに侵害品及びその侵害品の作成に必要な設備を差し押さえる権限を有する。著作権法では、警察署員は警部補よりランクが下ではない。一方、商標法、地理表示法では、警察署員は、副警視正より下位ではない。侵害品が差し押さ

えられた後、警察署員は、治安判事に侵害の認知を取るように求める。その侵害品に関心がある者は、その侵害品が返還されることを治安判事に求めることができる。治安判事は、両当事者のヒアリングの後、当該申請について命令を行う。

- ・関税法は、侵害品の差し押さえ手続に関する規定を含む。もし侵害品が押収されるべきであると考えられる理由がある場合には、知的財産の侵害品は、差し押さえることができる。もし差し押さえられた侵害品が、腐りやすい場合や危険なものの場合には、その侵害品の特定に必要と認められる説明、品質、量、商標、数、原産地及びその他の項目を含む侵害品の一覧表が、関税法に基づいて作成され、当局により証明されることが求められる

- ・もし侵害品が差し押さえできない物の場合には、当局の事前の許可がある場合を除き、その侵害品の所有者がその侵害品を除去したり、廃棄したり、処分したりしないことを命令できる。

(3) 差し押さえの申請

警察当局へ申請する。

6. 証拠保全

(1) 証拠保全の手続の概略

両当事者は、民事事件の訴答手続に沿って、書類の証拠を最初に提出することが求められる。同様に、刑事事件を開始するために提出された個人の告訴は、一見して分かるケースであることを証明するために、書類の証拠で立証されることが求められる。両当事者及び証人の口頭審理は(3つの審理ステージ: 上長による審理、クロス審理、再審理)、証拠が登録される証拠手続ステージにおいて行われる。

(2) 証拠保全の申請

オリジナルの書類のコピーが、訴答手続において提出される。しかし、オリジナルの書類は、検証のヒアリングの際に提示することが求められる。

(3) 管轄裁判所で手続を行う。

7. 控訴手続

(1) 控訴の要件

- ・命令は、知的財産法に規定したように控訴可能な命令、裁定、判決または決定でなければならない。

- ・控訴は、出訴期限法、1963 に規定するように、出訴期限内に提出されなければならない。民事事件では、裁定または命令に対する控訴は、もし高等裁判所に提出する場合、裁定または命令が下されてから90日以内に提出されなければならない。しかし、控訴が、高等裁判所により下された裁定または命令に対して、高等裁判所へ提出される場合には、30日の提出期限が設定される。刑事事件では、治安判事よりの命令または判決に対する控訴は、命令または判決の日から30日以内に治安判事裁判所に提出されなければならない。

・関税法では、知的財産を侵害する商品の輸入に係る事項の控訴を含む控訴は、所長よりもランクが下位の税関所員により下された命令の通知の日から3か月以内に所長に提出されなければならない。

(2) 控訴裁判所

インドでは、控訴裁判所の裁判管轄は異なっている。

情報提供協力者

氏名 : Mr. Sunil B. KRISHNA

事務所名 : KRISHNA & SAUTASTRI

住所 : K.K. Chambers, 1st Floor, Sir P.T.Marg, Off D.N.Road, Fort, Mumbai
400 001 India

TEL: 91 22 5655 0606

FAX: 91 22 5655 0607

Email: krismark@vsnl.net